

専門課程入学願書

該当する項目を、各欄1つ囲んで下さい。

希望コース	<input type="checkbox"/> AO	<input type="checkbox"/> 指定校推薦	<input type="checkbox"/> 自己推薦
希望学科	<input type="checkbox"/> 理容科	<input type="checkbox"/> 美容科	<input type="checkbox"/> プログラム科

写真貼付
(縦 4cm × 横 3cm)

正面、無帽、無背景
3ヶ月以内に撮影のもの
裏面のり付け
裏面に氏名記入

アリアーレビューティー専門学校 校長 殿

私は、貴校に入学を希望し、関係書類を添えて申し込みいたします。

氏名	フリガナ	年齢 歳	男・女	生年月日(和暦・西暦どちらも記入のこと)		
	印			<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月
現住所	本籍地(都道府県のみ記入)	フリガナ				
		〒	—			
最終卒業校	学校名	() 科)				
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月	<input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 卒業		
	理容学校または美容学校を卒業されている方はこちらをご記入下さい。 学校名	() 科)				
	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦	年	月	<input type="checkbox"/> 卒業見込 <input type="checkbox"/> 卒業		

保護者 または 保証人	フリガナ	男・女	本人との続柄		
	印		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現住所	フリガナ				
		〒	—		
	TEL () —	携帯 () —			

入学金免除制度に該当する方は下記事項をご記入下さい。(本校卒業生の子、配偶者、孫、本校在校生、卒業生の兄弟姉妹の方またはご本人)

氏名	本人との続柄	生年月日	本学卒業年月	学科
旧姓 ()		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 西暦	
		年 月 日	年 月 日	

理容科・トータルプログラム科入学希望者の振込先

振込先 名古屋銀行 今池支店
口座番号 普通預金 3416511
口座名 学校法人 愛知理容学園
アリアーレビューティー専門学校 理容科
理事長 池山 英一

美容科入学希望者の振込先

振込先 名古屋銀行 今池支店
口座番号 普通預金 3416490
口座名 学校法人 愛知理容学園
アリアーレビューティー専門学校 美容科
理事長 池山 英一

※振込手数料、「ATM利用料」等が発生する場合は入学者負担となります。

ここには何も書かないでください。

注意事項

- ・選考料、入学金等の納付につきましては記載期日および入学者本人名の納付を厳守してください。(手数料は入学者負担)
- ・選考料および入学申し込みに関する書類は、受付後返却いたしません。
- ・理容科、美容科の振込先の相違にご注意ください。
- ・途中退学される場合は、免除になった授業料を返還していただく場合があります。
- ・入学後、学業不振や欠席数、素行不良が見受けられる場合、学納金減免を破棄させていただく場合があります。(自己推薦入学扱いになります。)

【入学辞退について】

- ・入学前(3月末まで)にやむを得ず入学を辞退される方は、必ず本校までご連絡ください。教材費・諸費用を除き授業料等を返還いたします。ただし、連絡なき場合はその限りではありませんのでご注意ください。

理容師法第7条第1号、理容師法施行規則第1条の2ならびに美容師法第3条第2項第1号、美容師法施行規則第1条の2により精神の障害により理容師又は美容師の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者は理容師及び美容師の免許を与えられない場合があります